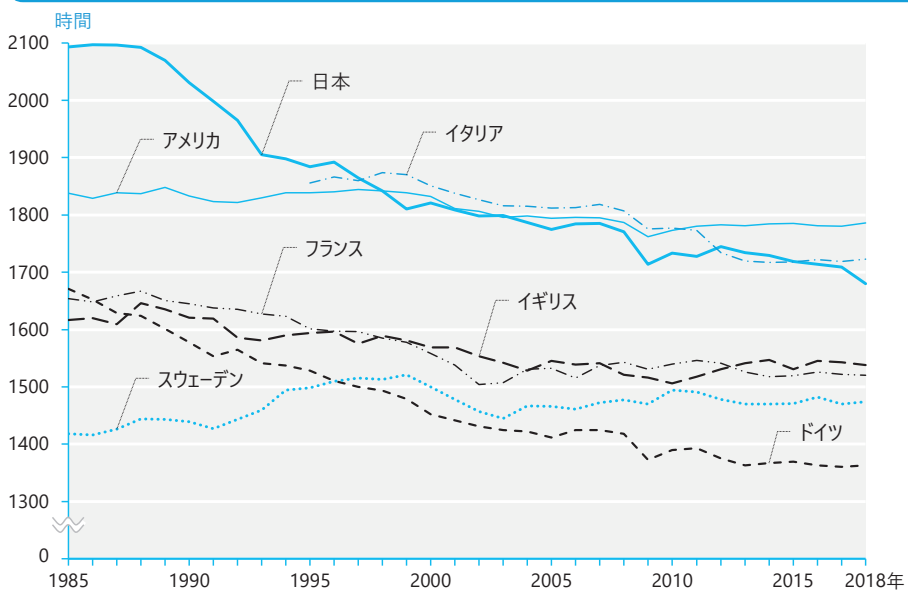


## 6-1 一人当たり平均年間総実労働時間（就業者）



関連表 p.243～244 「第6-1表 一人当たり平均年間総実労働時間」

日本の平均年間総実労働時間（就業者）を中期的にみると、1988年の改正労働基準法の施行を契機に労働時間は着実に減少を続け、1988年時点の2092時間から、2018年には1680時間となっている。

主要諸外国についても、概ね減少傾向を示している。2018年には、アメリカが1786時間、イタリア1723時間、イギリス1538時間、フランス1520時間、スウェーデン1474時間、ドイツ1363時間などとなっている。

なお、データは一国の時系列比較のために作成されており、データ源の違いから特定年の平均年間労働時間水準の各国間比較には適さないことに留意する必要がある。